

第3章 こどもや子育て家庭への支援

第1節 こどもの成長に応じた支援

1 すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

【現状と課題】3-1-1

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに関する助言、支援や協力が得にくくなっており、孤立感や負担感を感じる保護者が多くなっています。
- 地域における子育て支援の充実が求められる中、子育て家庭の交流や情報提供を行う地域における子育て支援拠点や、子育て支援機能を有する認定こども園^{*}の充実を図る必要があります。

【具体的施策】3-1-1

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談支援などを行う「地域子育て支援拠点^{*}」、支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」、会員間のこどもの預かり合いなど相互支援のマッチングを行う「ファミリー・サポート・センター事業^{*}」など、地域における子育て支援の充実を図ります。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園等において、全てのこども・子育て家庭に、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などを行う子育て支援事業、就労要件を問わず月一定時間までの枠内で時間単位で利用できるこども誰でも通園制度^{*}(仮称)を推進します。

(こども未来課)

- 全ての妊産婦・子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置促進や機能強化に向けた支援を行い、「伴走型相談支援」の推進に努めます。市町が行う乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などと連携して、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。

【2-1、3-1-1 掲載】(こども家庭課)

- スマートフォンへの対応など子育て世代の実情やニーズに対応しながら、ポータルサイトや SNS*などを活用し、子育てに関する社会資源、ネットワーク、市町の支援策などに関する情報提供及び子育て家庭への相談支援を行います。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】(こども未来課)

2 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】3-1-2

- 平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が創設され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図っています。
- 少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、子育ての孤立化等の社会的背景により、保育ニーズは多様化しており、保護者のニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。
- 少子化に伴う児童数の減少により、一部の地域においては、運営が困難となる幼児教育・保育施設が増えています。地域における保育等の提供体制のあり方を検討する必要があります。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれ、その幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援体制が必要です。
- 子ども・子育て関連三法においては、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うため、都道府県に対して当該給付等が適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じることを求めています。

【具体的施策】3-1-2

- 地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人一人のこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。
(こども未来課)
- 子ども・子育て支援法に基づき国が定める基本指針に従い、市町子ども・子育て支援事業計画*における数値を集計したものを基本として、次の表のとおり、教育・保育の提供体制を整備します。

- 教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保に係る県が定める区域は、市町の区域とします。
- 教育・保育及び地域型保育等の提供ができるよう、必要な教育・保育及び地域型保育を行う者を確保していきます。

(こども未来課)

【各年度における教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保】
(県計：人)

年齢区分・認定区分※・施設区分		R6 実績	R7	R8	R9	R10	R11
3～5歳児 (1号認定 2号認定)	量の見込み	/					
	1号認定						
	2号認定						
	確保方策	/					
	特定教育・保育施設※						
	その他の施設						
その他							
0～2歳児 (3号認定)	量の見込み	/					
確保方策							
特定教育・保育施設							
地域型保育							
	その他の施設						
教育・保育に従事する者の必要見込人数							
教育・保育に従事する者の確保方策		/					
教育・保育の確保方策に関して県が定める数(2号認定)		/					

※ 量の見込みにおける「1号認定」には、2号認定が見込まれる者のうち、教育ニーズが高く、1号認定を希望すると見込まれる者を含む。

※ 「その他の施設」に含まれるもの

- ・ 離島・へき地等で実施する地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業等）において特例給付の対象となる満3歳以上児に係る定員相当数
- ・ 子ども・子育て支援法に基づき実施する特例保育
- ・ 上記以外のへき地保育施設
- ・ 認可化移行総合支援事業補助対象施設

※ 「教育・保育の確保方策に関して県が定める数」とは、既存施設の認定こと

も園への移行を促進するため、各施設の利用状況や認定こども園[※]への移行に関する意向等を踏まえて、これらの施設が認定こども園に移行するために必要となる利用定員数を定めるもの。

- 地域型保育事業において、乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、地域のニーズに応じて満3歳以上の児童に対しても必要な教育又は保育が継続して提供されるよう、市町と連携し支援します。
(こども未来課)
- 教育・保育及び地域型保育の利用を希望する者が、就労の状況など生活の実態に応じて施設等を選択できるよう、必要に応じて関係市町と協議及び調整等を行います。
(こども未来課)
- 認定こども園については現設置数を維持していくとともに、移行の希望があった施設について、市町と連携して支援します。
(こども未来課)
- 離島・過疎地域等においては、実施主体である市町と連携し、地域の特性に応じた幼児教育・保育の提供体制の確保に努めます。
(こども未来課)
- 一時預かり[※]、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業など、保護者や地域のニーズ、実情に応じた保育サービス等について、市町と連携し充実を図ります。
【3-1-2、4-2 掲載】(こども未来課)
- 保育所等が通訳を活用する場合の補助や保育士の追加配置にかかる補助の活用を促すなど、外国につながる幼児を受け入れる教育・保育施設を支援します。
(こども未来課)
- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士[※]の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うとともに、保育士養成施設と連携し、学生に対する保育所等への現地見学や就職面談会など保育所等への就職促進を図ります。
(こども未来課)
- 県及び市町が連携して、幼児教育の振興及びこどもの健康・安全の確保、職員の研修体制の充実、処遇改善、地域の関係機関との積極的な

連携・協力の推進、保育業務のデジタル化による現場の負担軽減などを進め、生きる力の基礎を培う幼児期の教育・保育の充実と保育環境の改善・充実を図ります。

(こども未来課)

- 発達障害*を含む障害のある幼児に対するきめ細かな対応を推進するため、園内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び指導計画の作成など、適切な支援体制の整備を推進します。

(こども未来課)

3 安全安心な放課後の居場所づくり

【現状と課題】3-1-3

- 共働き世帯等の増加により、放課後の児童の遊びと生活の場である放課後児童クラブ*のニーズが高まっており、市町こども計画に基づき受け皿を確保する必要があります。
また、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するためには、専門性を持った人材を育成・確保する必要があります。
- 本県では、学校施設内で行われている放課後児童クラブの割合が全国平均を大きく下回っているため、地域の実情を踏まえながら学校施設等の公有財産の活用等を促進する必要があります。
- 児童館*は、幅広い児童の健全育成を目的とした児童福祉施設であり、「遊び」を中心として、地域に密着した活動が求められています。
- 安全・安心な活動拠点（居場所）となる地域こども教室のさらなる充実を図るため、コーディネーターや指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努める必要があります。
- 全てのこどもが放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる総合的な放課後対策に取り組む必要があります。

【具体的施策】3-1-3

- 放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、安定的な運営を確保し、待機児童の解消を図

るとともに、学校施設の利用促進の観点も含めた放課後児童対策に取り組みます。

【3-1-3、4-2 掲載】（こども未来課）

- 長崎県児童館等連絡協議会を通して、児童館職員の資質向上のための研修や全国の先進的な取組の情報提供などを行います。

（こども未来課）

- 放課後児童クラブの安定的な運営確保のため、放課後児童支援員になるための研修を、県内の全てのクラブにおいて必要な有資格者を確保できるよう実施するとともに、現任職員に対して資質向上を図る研修を実施します。併せて、国の制度等を活用した放課後児童支援員等の処遇改善に取り組み、優れた人材の養成や確保及び専門性の向上等に努めます。

（こども未来課）

- 地域の様々な人々の協力を得て、放課後や土曜日等におけるこどもの安全・安心な活動拠点（居場所）を提供するため、放課後児童クラブや地域こども教室の指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。

（こども未来課、生涯学習課）

- 国の放課後児童対策の方針等を踏まえながら、県内の放課後対策の総合的なあり方の検討や、市町や関係機関との連携を進め、市町において円滑な取組促進が図られるよう支援します。

（こども未来課、生涯学習課）

4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

【現状と課題】3-1-4

- 地域のつながりの希薄化、少子化の進行により、地域の中でこどもが育つことが困難になっています。また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増えています。一方で、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれています。
- 本県は、離島・半島地域を多く有し、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでいること、また、そうした地理的条件などもありこども食堂の数が他県に比べ伸び悩んでいること、こどもの居場所づくり

に対して関心のある企業や団体は一定存在するものの、持続可能かつ官民連携のもと、居場所づくりを推進する仕組みが整っていないといった課題があります。

- このため、居場所の性格や機能、地域の実情などに応じて、官民が連携・協働するとともに、こども・若者の声を聴き、こどもの視点に立って、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要です。
- こども食堂など、こどもの貧困対策にも関係する民間による自主的な取組に対しては、協働していく考えですが、食品等を提供する県内のフードバンクの機能は増加しているものの、安定した活動を継続していく必要があること、地域偏在があることなどの課題を抱えています。

【具体的施策】3-1-4

- 安全・安心でチャレンジできる「こども場所^{*}」の充実を図ることで、こどもが主役の、みんなで育てる環境づくりに取り組みます。
(こども未来課)
- こどもが易く利用しやすい多様な居場所づくりを進めるため、市町や地域と連携し、こどもの声を聴きながら、「こども場所」づくりを進めます。
(こども未来課)
- 企業や団体等に対して、こどもの居場所に係る他県の先進事例の紹介や地域の実情に応じたボランティアの確保、事業構築のノウハウの提供を行うなど、民間等による自主的なこどもの居場所の取組を市町や関係者等と連携して進めながら、市町によるこどもの居場所づくりの計画的な推進を支援するとともに、市町や関係者等と協働して新たにこどもの居場所づくりに取り組む企業・団体等の掘り起こしを行うなど、取組の拡大を促進します。
(こども未来課、こども家庭課)

5 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 一人一人を確実に伸ばす確かな学力の育成

【現状と課題】3-1-5(1)

- 人口減少、少子・高齢化の進行、グローバル化の進展や環境問題など

地球的規模の課題、生成 AI*の出現や DX 化など社会が急激に変化する等の予測困難な時代においても、こどもたちが力強く生き抜くためには、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の担い手となることができるような力を育成する必要があります。

- 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の児童生徒については、各教科の基礎的な知識や技能の確実な定着を図り、習得した知識や技能を活用し思考力や判断力、表現力を高めることが課題となっており、小・中学校においては、この調査を踏まえて授業改善に取り組んでいます。
- 高等学校においては、多様化する進路希望に答えられるよう、高等学校段階で身に付けるべき資質・能力を確実に育成するために、探究的な学びを充実させていく必要があります。
- 国際社会や異文化を理解し、自分の考えや意見を自ら発信し、行動する態度や能力を身に付けるために、外国語によるコミュニケーション能力の育成を推進していくことが求められています。小学校の3、4年生においては外国語活動を、5、6年生においては外国語科を実施しており、中学校ではコミュニケーション能力のさらなる向上を図っています。高等学校では、異なる言語や文化、価値を乗り越えて多様な人々と関係を構築するためのコミュニケーション能力を高め、グローバルな視点を持って行動できる資質・能力の育成を図っています。
- IoT*や AI 等の発達をはじめとする情報技術革新が一層進展し、生活を大きく変えていく社会の到来が予測される中、教育の情報化(ICT)をさらに推進し、電子黒板*やタブレット PC などの ICT 機器を活用した効果的な授業実践により、児童生徒の学力向上及び情報活用能力の向上を図りながら、情報化社会にしっかりと対応していける能力を身に付けさせる必要があります。
- 令和元年 10 月にスタートした幼児教育・保育の無償化は、こどもたちに等しく幼児教育・保育を受ける機会を実質的に保障する意義がありました。これにより、全てのこどもたちが幼児期に生きる力の基礎を身に付けるよう、質の高い教育・保育を提供する必要があります。
- 質の高い教育・保育の提供には従事する者の確保、資質の向上が必要です。
- 幼児教育から小学校への円滑な接続のために、保育所、幼稚園等と小

学校や家庭、地域との連携等による子育て支援や、社会全体で取り組む連携・協力体制の整備が求められています。

- こどもが貧困の連鎖から抜け出すため、学校教育においては、こどもたちが予測困難な未来社会を切り拓き、生き抜いていくために必要、資質・能力を確実に身に付けさせることが重要です。

【具体的施策】3-1-5(1)

- 県学力調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・英語）を実施し、全国学力・学習状況調査（小学校：国語・算数・理科、中学校：国語・数学・英語・理科）の結果とともに本県のこどもたちの課題や改善策を明らかにし、県及び市町教育委員会の協働体制のもと、各小・中学校における授業の充実・改善を図ります。
（義務教育課）
- 少人数学級編制や少人数指導等、きめ細かな指導を充実し、こどもたちの理解の状況や習熟の程度に合わせたチーム・ティーチングや習熟度別学習等により、こどもたちの学力向上に努めます。
（義務教育課）
- 小・中学校においては、市町教育委員会や関係機関と連携しながら、異文化交流を含む先進的な取組等を推進するとともに、教員を対象とした研修を充実させることにより、児童生徒の英語による発信力の強化を目指します。高等学校では、小・中学校で身に付けた基礎を踏まえ、授業の改善を図るとともに、生徒たちの英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成するための取組を行います。
（義務教育課、高校教育課）
- 高等学校においては、各学校で育成すべき資質・能力を明確にし、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の3つの資質・能力の調和がとれたこどもたちを育成します。
（高校教育課）
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を推進し、これまでの慣習や常識、ルールにとらわれず、答えが1つではない問いや自ら立てた問いに対しても、こどもたちが主体的に考え、多様な他者と協働的に議論しながら、納得解や最適解を導き出すことができる力を育成します。
（高校教育課）

- 個々の状況に応じた多様な学びや学校・地域・校種等を超えた学習においてデジタルを積極的に活用しながら、こどもたちの情報活用能力を育成すると同時に、対面による授業や体験活動の機会も重視し、それらを効果的に組み合わせた授業づくりに取り組みます。
(高校教育課)
- 小規模高校等への遠隔授業の配信など、ICT を活用して学校が所在する地域に関わらず多様な学びの選択肢を提供するとともに、個々の生徒の興味・関心や習熟度に応じた学びや、他校や学校以外の場所ともつながる協働的な学びを実現します。
(教育 DX 推進室)
- 幼保小連携の研究成果の普及に努めるとともに、幼保小連携のための協議会設置など、市町レベルの推進体制の整備を図るよう働きかけます。また、発達において特別な配慮を要する幼児について、幼児教育相談の実施等により小学校以降の学習・生活への円滑な接続のための支援体制の整備に努めます。
(こども未来課、義務教育課)
- 保育者への研修、幼稚園・保育所・認定こども園^{*}等への訪問支援、幼保小連携の取組等を総合的に実施する幼児教育センターを設置し、県全体の幼児教育・保育の質の向上を図ります。
(こども未来課)
- 保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、幼稚園・保育所・認定こども園等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置を推進します。
(こども未来課)

(2) 豊かな心の育成

【現状と課題】3-1-5 (2)

- 児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、学校が、地域や家庭と連携しながら、「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成」を目指す機運をさらに高めていく必要があります。
- 様々な体験活動を通じて、社会性や規範意識を身に付け、豊かな心を育てていくために、異年齢のこどもや地域の方々と交流し、自然や伝

統・芸術文化などに触れるとともに、体験活動を通じふるさと長崎県を再認識することは重要なことです。地域こども教室などの体験活動を支援する指導者の確保と資質向上を図るとともに、青少年教育施設を活用した安全で充実した体験活動等を提供することが必要です。

- 学校におけるこども読書活動を推進するために、学校図書館担当職員の資質向上や学校図書館の機能の充実・強化に努めてきた結果、こどもの読書量の増加や学校司書等の配置の増加等、一定の成果が現れています。主体的に読書に親しみ、豊かな心を育むために、学校図書館を授業の中で積極的かつ組織的に活用することや、こどもに関わる多様な人々のつながりを構築する必要があります。
- 学びの機会の確保のため地域社会の多様な人材による学校の学習支援活動、放課後や土曜日等・長期休業日における学習体制を充実させることが課題となっています。

【具体的施策】3-1-5(2)

- 学校・家庭・地域が連携し「地域のこどもは地域で育てる」という気運を醸成する「長崎っ子の心を見つめる教育週間^{*}」に取り組むなど、全ての生命を尊重する心を育成する道徳教育を推進します。様々な人権課題について、関係機関と連携した教育・啓発により、多様性を認め合い、他者を思いやる豊かな心を育成します。
(義務教育課、高校教育課、児童生徒支援課)
- 被爆県として、戦争や原爆の悲惨さを語り継いでいくとともに、生命尊重の精神や他人を思いやる心、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質と実践的態度を育成します。
(義務教育課、高校教育課)
- 多様なこどもの可能性を引き出すための読書環境を整備するとともに、こどもの主体的な読書活動を推進することにより、全てのこどもたちが読書に親しみ、豊かな人生を送ることができるようにします。
(生涯学習課)
- 全てのこどもが放課後や土日等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや地域子ども教室^{*}の指導員等に係る研修機会の提供とその充実に努めます。併せて、自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている青少年教育施設の環境整備や活用促進、ホームページやSNS^{*}などでの体験活動の情報発信に努めます。

(こども未来課、生涯学習課)

- 地域を舞台とした探究学習を通して、「自分が社会の役に立てる」、「自分の力で社会を変えられる」といった経験を積み重ねることで自己肯定感を高めつつ、新しいことや困難なことにチャレンジする精神や創造性、行動力を養い、こどもたちの「ふるさとで活躍したい」「ふるさとを離れていてもふるさとに貢献したい」と思う心を地域ぐるみで育みます。

(義務教育課、高校教育課、生涯学習課)

- 学校や地域において、優れた舞台芸術の鑑賞など文化芸術に触れる機会を確保することにより、こどもたちの豊かな心を育成するとともに、少子化が進む中においても、こどもたちが文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保に努めます。

(学芸文化課)

- 学校における「学校図書館教育全体計画」等の作成促進、司書教諭や学校司書等の人材育成のための研修会等の開催、学校司書等の配置の働きかけなどを行い、学校図書館の一層の機能向上を図ります。

(生涯学習課)

- こどもに関わる多様な読書関係者の交流会を通じて、ネットワークを構築するとともに、読み聞かせや家庭読書等の啓発に努め、つながりを生かした読書環境の充実を図ります。

(生涯学習課)

(3) 健やかな体の育成

【現状と課題】 3-1-5(3)

- こどもの体力の低下や、運動をする子としない子の二極化傾向などの問題が指摘されており、学校体育の果たす役割や指導の在り方等を検討・改善していくことはますます重要となっています。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校体育はもとより、学校・地域・家庭が一体となって、さらにこどもの体力や健康について考えていくことが重要です。
- こどもたちに運動の楽しさや必要性を理解させ、自ら、生涯にわたって運動を継続し、体力の向上や健康の保持増進を図っていく資質や能力の育成に努めていくことが必要です。

- 多様化した児童生徒の健康課題を解決するためには、学校・家庭・地域の協力が不可欠であるため、学校保健委員会*の設置が進められてきました。児童生徒の心身の健康課題に組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会の内容の充実を図ることが必要です。

【具体的施策】3-1-5(3)

- こどもたちが運動を好きになり、生涯にわたって意欲的に運動に取り組むことができるような体育指導のあり方の研究や教員の指導力の向上に努めます。

(体育保健課)

- こどもの体力向上に向け、各市町や学校における体力テストの結果分析や取組方法等の改善を促進することで、各校の体力向上プランの充実と取組の活性化を図り、こどもたちの体力の向上に関する意識を高めます。

(体育保健課)

- 各学校が、体力テストの結果を各家庭に知らせ、生活習慣の見直しも含め家庭で取り組める体力づくりに関する情報を提供します。

(体育保健課)

- 児童生徒の現代的な健康課題であるアレルギー疾患や歯・口腔に関すること、性に関すること、望ましい生活習慣の習得などに組織的・効果的に取り組むため、学校保健委員会の充実を図ります。

(体育保健課)

(4) 信頼される学校づくり

【現状と課題】3-1-5(4)

- グローバル化や情報化の急速な進展により、社会が著しく変化する中で、生徒・保護者の多様な教育的ニーズに適切に対応するため、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、高等学校教育の改革に取り組んでいます。一方、少子化の進行、技術革新や高度情報化、グローバル化の進展などにより、社会環境が急速に変化する中であっても、主体的に変化に向き合い、多様な人々と協働して新たな価値が創造できる力を育成するための高等学校の制度改革や教育内容の改善を図る必要があります。本県の中学校卒業生数の減少は今後も長期的に続くことが予想されており、高等学校の小規模化が進む中で、学校の機

能と教育水準の維持向上が図られるような工夫や、各学校の魅力づくりを一層推進する必要があります。

- 学校施設は、学習・生活の場として児童生徒の人命を守るとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、学校の耐震化などその安全性の確保は極めて重要となっています。
- 多様化する社会状況の変化や学校現場の諸課題へ対応するため、教職員が社会から尊敬・信頼を受け、困難な課題に対応できる実践的指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められています。そのため、学校教育の直接の担い手である教職員一人ひとりの実績や能力等を適正に評価し、研修や人事配置等に適切に反映させることによって、教職員のさらなる意識改革と資質能力の向上につなげていくことが必要です。
- 学校運営に対する保護者や地域住民等の参画意識の高まりに伴い、学校がその教育活動の成果を検証し、自ら必要な改善を図るとともに、保護者等に対する説明責任をしっかりと果たすことがますます重要になっています。
- 教員の長時間労働など、教職に対するマイナスなイメージが先行する中、教職員の労働環境改善、教職の魅力発信、人材の確保等を一体的に進めていく必要があります。

【具体的施策】3-1-5(4)

- 令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とする、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身に付けることを目指した教育制度の改革や適正配置等に取り組み、活力と魅力に溢れた県立高等学校づくりを推進します。
(高校教育課)
- 教員が、こどもと向き合う時間を十分に確保することで、こどもたちの成長のために全力で職務に取り組むことができるよう、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)において、課題を共有し、その課題解決に向けた熟議を行うことで、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、分業化を進めるなど教員の職場環境を改善するための取組を推進します。併せて、教職の魅力発信や学校スタッフマッチングシ

STEMの効果的な活用等により、教員や学校に関わる人材を確保するとともに、学校を応援する機運を県内に広げることで、こどもたちが生き生きと学びに向かう教育環境の充実を図ります。

(働きがい推進室、義務教育課)

- 高等学校が持続的な地域創生の核としての意識を持って、市町と連携した県立高校の魅力化を推進します。

(高校教育課)

- 児童、生徒に安全な教育環境を提供するため、私立幼稚園、保育所、認定こども園^{*}、私立小・中・高等学校については、令和7年度末までに学校施設の耐震化の完了を目指します。また、公立学校については、今後一層進行する校舎や体育館など学校施設の老朽化に適切に対応するとともに、生徒の学び方や学校の実情に応じた教育環境の整備を推進します。

(学事振興課、こども未来課、教育環境整備課)

- 「長崎県教員等としての資質向上に関する指標」とそれを踏まえた教職員研修計画に基づき、教職員のキャリアステージに応じた研修を引き続き実施し、教職員としての倫理観と使命感・責任感の育成と、専門職としての高度な知識・技能を身に付けた指導力のある教職員の育成に努めます。また、管理職研修の充実により、管理職のさらなる資質能力の向上に努めます。併せて、人事評価制度により教職員の実績や能力等を適正に評価し、特色ある学校づくりのための適材適所の人事配置に活用します。

(高校教育課)

- 学校評価の妥当性や信頼性等の向上に努め、評価結果を学校運営の充実・改善に活用する取組を一層推進するとともに、学校の教育目標や重点課題、教育活動の実践成果等を情報発信し、家庭や地域との連携を深めます。

(義務教育課、高校教育課)

- 各学校が策定する学校安全計画などに基づき、継続的な学校の安全管理体制の充実を図るとともに、各種研修を通し、教職員の学校安全に関する資質の向上に努めます。

(児童生徒支援課)

- 特色ある教育活動や教育施策、教職の魅力などを、SNS^{*}や各種メディアを通して積極的に発信することで、学校教育への理解を図り、保護者や地域から応援される学校づくりや教員のなり手不足の解消

に努めます。

(教育政策課、働きがい推進室)

(5) 私立学校教育の振興

【現状と課題】 3-1-5(5)

- 少子化に伴う児童生徒数の減少により、私立学校や私立幼稚園を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。それぞれの私立学校(園)が、その建学の精神に基づき、社会の変化や県民のニーズに合わせて他校(園)にない特色・魅力を築いていくための支援を続けていく必要があります。

【具体的施策】 3-1-5(5)

- 私立学校(園)における教育の振興を図るため、学校の経常的経費を助成します。また、国として教育費の無償化が低所得世帯を中心に実現されますが、県としては保護者負担の軽減を図るため、授業料の減免、通学費補助などの助成制度を実施します。

(学事振興課、こども未来課)

- 私立学校へのスクールカウンセラー*及びスクールソーシャルワーカー配置のための経費に対し助成し、児童生徒へのきめ細かな対応ができる環境整備を支援します。

【3-1-5(5)、5-1-1 掲載】(学事振興課)

- 私立学校の活性化事業に対し助成し、魅力ある学校づくりを支援します。

(学事振興課)

6 未来の親・未来を担う人材の育成

(1) 子育ての楽しさと意義に関する教育・広報・啓発

【現状と課題】 3-1-6(1)

- 中学校学習指導要領においては、少子高齢化や家庭の機能が十分に果たされていないといった状況に対応するため、家族と家庭に関する教育と子育て理解のための体験が重視されており、「幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること」が必修の指導項目として示されています。

- 高等学校学習指導要領においては、教科「家庭科」で重視された内容の一つに少子高齢化への対応があります。乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、こどもの育つ環境について理解させ、こどもを生き育てることの意義を考えさせるとともに、こどもの発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割について認識させるようになっていきます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることはいうまでもありませんが、若い世代が結婚、妊娠、出産、子育てなどの暮らしと仕事の将来像を適切に設計できるよう、必要な知識習得や体験の機会を提供する必要があります。

【具体的施策】3-1-6(1)

- 中学校では、こどもが育つ環境としての家族の役割について理解を深めさせるとともに、幼児と触れ合うなどの体験を通して、幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できる資質・能力が育つ学習活動を推進します。
(義務教育課)
- 高等学校では、学習指導要領に基づき、授業を中心に学校家庭クラブ活動*等を通じて、地域の実態に応じて、幼稚園や保育所等を訪問して実際に乳幼児との触れ合いや交流をしたり、乳幼児をもつ親子との交流を通して、実践的・体験的な学習活動に取り組みます。
(高校教育課)
- 若い世代から妊娠・出産について正しい知識や仕事と生活の調和*について普及・啓発し、ライフデザインを考える機会を提供します。
(こども未来課)

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識改革の推進

【現状と課題】3-1-6(2)

- 男女共同参画社会基本法施行後、地域における男女共同参画推進の取組は着実に進められていますが、
 - ・ 未だ固定的な性別役割分担意識が根強い
 - ・ 地域の課題解決に男女共同参画の視点が十分に活かされていない
 - ・ 地域活動の参加について性別、世代に偏りがある
 - ・ 女性が実際に活躍できる場が乏しい
 など、男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況も見られます。

【具体的施策】 3-1-6(2)

- 本県における男女共同参画を推進するための基本的な指針となる長崎県男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や男女がともに働きやすい環境づくりなどに取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

(男女参画・女性活躍推進室)

(3) こども・若者の社会貢献活動の推進

【現状と課題】 3-1-6(3)

- ボランティア活動は、こどもたちが社会との関わりを考え、共に助け合って生きる喜びを体得するなど、社会奉仕の精神を養うことのできる貴重な機会です。こども・若者には、そのための活動の場・時間の確保が求められます。

【具体的施策】 3-1-6(3)

- 小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事等において地域の特色を生かしたボランティア活動の取組を推進します。

(義務教育課)

- 長崎県社会福祉協議会等と連携し、こども・若者に、NPO や福祉施設でのボランティア活動体験の機会を提供することにより、広く県民のボランティア活動への参加を促します。

(県民生活環境課)

(4) キャリア教育*・職業教育の推進

【現状と課題】 3-1-6(4)

- こどもたちが将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくためには、学校から社会への接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む必要があります。
- 本県では、自ら将来に夢や憧れを抱き、学ぶ目的や喜びを自覚しながら志の実現に向け、努力する態度や望ましい勤労観・職業観や、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、主体的に進路を選択する能力・態度を育成するために、発達段階に応じたキャリア教育を推進してい

ます。

【具体的施策】3-1-6(4)

- 小・中学校では、学校における学びと実社会との関わりを大切にし、児童生徒に望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場体験をはじめとする体験活動の工夫・充実を図ります。

(義務教育課)

- 産業経済の著しい変化に即応するため、関係部局や大学等との連携や企業・研究機関等からの講師招へいにより、予測困難な社会の変化に対応できる人材の育成と教職員の指導力向上を図ります。また、生徒が目的意識を持って意欲的に学習に取り組むよう、資格や技能検定等の取得や地域との連携を更に深め、地域産業の活性化につながる地域の特性を生かした産業教育の充実を図るとともに、各種コンテスト等において全国レベルの高い成果を目指します。

(高校教育課)

- 各高校において企業説明会や企業見学会を実施し、県内企業に対する理解を図るとともに、就職時のミスマッチ及び離職防止に向けた取組を通して県内就職を支援します。また、インターンシップ^{*}の充実に向けて、関係部署と連携し、進路選択にあたっての職業観や日常の学習に対する興味・関心を喚起します。

(高校教育課)

(5) 若者の就業支援

【現状と課題】3-1-6(5)

- 新規高卒者については、求人倍率 2.25 倍（全国平均 3.98 倍）で過去最高となるなど人手不足感の強い状態が続いています。
- 長崎・佐世保の県立高等技術専門校では、新規高卒者を中心に県内企業が求める「ものづくり人材」の育成を行っていますが、産業構造の転換や地場企業のニーズ変化に対応する必要があります。

【具体的施策】3-1-6(5)

- 長崎労働局、ハローワーク、市町、経済団体、県内企業及び高校や大学等と連携を取りながら、合同企業面談会、職場体験・見学会等の就業支援策を実施するとともに、フレッシュワーク^{*}などの就業支援施

設において、個別カウンセリングや各種セミナー等の就業支援策を実施することにより若者の県内就職の促進を図ります。

【3-1-6(5)、4-3 掲載】（未来人材課、雇用労働政策課）

- 県立高等技術専門校では、本県で働きたい若者のニーズをしっかりと捉えるとともに、本県の産業構造の変化に対応し、必要な技術・技能を身に付けることができるカリキュラムや訓練環境を整え、地域で活躍する若手人材の育成を進めます。

（雇用労働政策課）

（6）困難を抱えるこども・若者の支援

【現状と課題】 3-1-6(6)

- 不登校※、ひきこもり※など、こども・若者の抱える諸課題は社会問題化し、深刻化しています。多様化、複雑化するこども・若者の問題に対応するためには、教育・医療・保健・福祉・就労などの関係機関・団体等が連携して支援に取り組む必要があります。
- 私立高等学校においても、学校生活への不適應や学業不振、進路変更を理由とする中途退学が全体の約8割を占めており、きめ細かな対応が求められています。
- 障害のあるこどもが、生涯にわたって自立し、社会参加していくためには、職業的な自立を果たしていくことが重要です。障害者を取り巻く雇用環境は、令和元年度の障害者の就職件数と就職率が過去最高となるなど、年々改善されていますが、令和元年6月時点で雇用義務のある県内企業の約4割が法定雇用率未達成であるなど、未だ厳しい側面もあります。また、自立した生活を送るためには、一定の収入を得る必要があります。一般就労への移行支援とともに、事業所等で障害者に支払われる工賃水準を引き上げることが重要となっています。

【具体的施策】 3-1-6(6)

- 「長崎県こども・若者総合相談センター（ゆめおす）」において、社会生活を円滑に営む上で様々な問題や悩みに関する総合的な相談を受け付けるとともに、関係機関等と連携を図り支援を行います。
【3-1-6(6)、5-4-2(4) 掲載】（こども未来課）
- 困難を抱えるこども・若者を地域で支援するため、NPO や民間団体等による支援を促進します。

(こども未来課)

- 「地域若者サポートステーション※」事業を通じて、ニート※等の若者の職業的自立支援を推進します。

(雇用労働政策課)

- ひきこもり本人やその家族を対象にした家族教室の実施や、民間や行政の支援機関による連携会議の開催などにより、相談支援体制の充実強化を図ることで、家族の心の安定と本人の自立を促進します。

(障害福祉課)

- 小・中学校における体験学習などを通して、自己の将来を見つめさせるキャリア教育※を一層充実させるとともに、高等学校においては、教育相談の充実やわかる授業の確立に努めます。また、やむを得ず中途退学に至る生徒に対しては、県教委が作成している「明日に向かって」等を利用して、退学後の就職や将来の生活設計について、きめ細かな相談を行います。このほか、地域若者サポートステーションやフレッシュワークなどの役割を十分に学校に知らせるとともに、「学び直し」の機会の情報提供を行い、中途退学者を支援します。

(学事振興課、義務教育課、高校教育課)

- 特別支援学校においては、在籍する児童生徒の発達段階等に応じたキャリア教育を積極的に推進するとともに、関係機関と連携し、企業側の障害者雇用への理解促進を図るなど、就労支援の充実を努めます。

(特別支援教育課)

- 一般就労が可能な障害者に対しては、ハローワークなどと連携して、雇用の場の拡大に努めるとともに、企業側の障害者雇用への理解促進を図ります。また、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労の場等において、授産商品の受注の拡大や販路開拓、商品開発など、工賃を増加するための支援を行います。

(障害福祉課、雇用労働政策課)

7 子育てにかかる経済的支援

【現状と課題】3-1-7

- 子育て家庭の教育費など、経済的負担感が大きくなっており、教育格差の固定化解消等の必要性が指摘されています。このため、全てのこどもたちが安心して医療・教育などが受けられるよう、支援が必要です。このため、児童手当などにより子育て世帯へ経済的支援を行っています。

【具体的施策】3-1-7

- 次世代の社会を担うこども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、高校を卒業するまでのこどもに児童手当を支給します。
(こども家庭課)
- 18歳までのすべてのこどもを対象とする、市町と連携した本県独自のこどもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。
【3-1-7、3-2-2 掲載】(こども家庭課)
- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当^{*}、医療費助成等の経済的支援については引き続き実施します。
【3-1-7、5-3-5 掲載】(こども家庭課)
- 精神または身体に障害がある満20歳未満の児童を家庭において監護している父または母等に特別児童扶養手当を支給します。
【3-1-7、5-2-1 掲載】(こども家庭課)
- 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部が市町から支給されます。
(義務教育課)
- 授業料などの教育にかかる経費負担を軽減するための支援を行うことにより、県内全ての児童生徒が経済的な理由により修学を断念することがないように、学びの機会を保障します。
(学事振興課、教育環境整備課)

第2節 こどもの健やかな育ちへの支援

1 乳幼児の事故の防止

【現状と課題】3-2-1

- 我が国の乳幼児の不慮の事故による死亡率は高く1~4歳児の死因の第2位(令和4年度)となっているため、乳幼児の事故防止については、あらゆる機会をとおして、啓発・周知等に努めていく必要があります。

- 保育所等に、安全管理について、より一層徹底されることが必要です。

【具体的施策】3-2-1

- 誤飲、転落、転倒、やけど等の乳幼児の事故の大部分は予防が可能であることから、小児の発達段階に応じた具体的な事故防止方法について、保護者への教育・指導等を行います。

(こども家庭課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園*等に対し、研修会の開催等により、送迎バスの安全管理を含め、乳幼児の事故防止に関する普及、啓発を図ります。

(こども未来課)

2 小児保健医療等の充実

【現状と課題】3-2-2

- 本県の小児救急医療は、初期救急は休日・夜間急患センター及び在宅当番医制、入院を要する二次（三次）救急は24時間体制で対応が可能な長崎大学病院、長崎みなとメディカルセンター、長崎医療センター及び佐世保市総合医療センターが患者を受け入れるとともに、病院群輪番制や小児科医のオンコールによって対応しています。しかし、小児科医師及び小児科医療機関の数は、地域によって偏りがあり、特に休日・夜間は、症状に応じた適切な受診を促すことが必要です。
- 本県のこどものむし歯の状況は各種歯科保健活動により年々改善していますが、いまだ全国的には低位であります。全身の健康づくりの基本となる口の健康づくりの推進のため、歯科健診による早期発見・早期治療とともに、食生活の改善や基本的な生活習慣の定着、フッ化物応用（フッ化物塗布やフッ化物洗口など）による予防が大切です。
- 18歳までのすべてのこどもを対象に、市町と連携した本県独自の医療費助成を行っています。
- 慢性疾病を抱えるこどもについて、国と連携し、医療費の助成を行っています。また、車いすなどの日常生活用具の給付もを行っています。

【具体的施策】3-2-2

- 地域の実情に応じた小児救急医療体制の整備・充実について、関係機

関と検討を進めるとともに、小児救急医師の養成・確保や施設整備等の必要な支援を行っていきます。

(医療政策課)

- 安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な医療機関受診を促すため、「長崎県子ども医療電話相談センター」の利用促進や体制充実に努めます。

(医療政策課)

- 望ましい食習慣と歯みがき習慣の確立のため、効果的なむし歯予防対策として、フッ化物洗口の推進に取り組みます。

(学事振興課、国保・健康増進課、こども未来課、こども家庭課、
体育保健課)

- 18歳までのすべてのこどもを対象とする、市町と連携した本県独自のこどもの医療費助成については、事業主体である市町と十分協議しながら、必要な支援を行います。

【3-1-7、3-2-2 掲載】(こども家庭課)

- 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性疾患のこどもについては、医療費の助成や利用者の環境等に応じた支援を行うとともに、市町と連携して日常生活用具の給付を行います。また、自立に向けた支援を行う自立支援員を配置し、こどもや家族の状況に応じた支援を行います。

(こども家庭課)

3 思春期保健対策の充実

【現状と課題】3-2-3

- 性意識や性行動が開放的になり、性情報の氾濫、営利を目的にした性的行為の露骨な表現などが、日常的に児童生徒の生活の中に入り込んできているため、児童生徒に対して、性に関する正確な知識を習得させるとともに、適切な行動ができるよう指導する必要があります。また、結婚や出産は、個人の自由な選択という前提のもと、妊娠・出産には、適した時期があること等の医学的・科学的に正しい知識を理解させたいと、自分の将来を考えさせる教育の普及が大切です。このため、学校保健委員会^{*}等を通じた適正な情報の収集や提供、学校現場において地域の医師・助産師による専門的な支援ができるよう関係機関や関係者の連携、教職員等への研修機会を設けるなどの取組を行っていく必要があります。

- 児童生徒による薬物乱用防止については、街頭における広報啓発活動や指導者育成の研修会など種々の取組を行っています。学校においては、薬物乱用防止教室を開催することで薬物は絶対に使うべきではないと考える児童生徒の割合が高くなるなど規範意識の向上が図られ、一定の成果が見られます。その一方で、大麻容認や危険ドラッグ[※]等、新たな乱用薬物の蔓延が見られ、また、情報通信技術の進歩に伴いインターネット等で不正薬物を容易に入手できる環境にあり、憂慮すべき状況にあります。今後も関係機関が連携して、薬物乱用の根絶に向けた児童生徒への取組の一層の充実が必要です。
- 思春期のこどもたちが、心身についての正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように、正しい情報の発信や健康教育の充実を図る必要があります。
- 成人男性の喫煙率は低下しましたが、成人女性は喫煙率が減少したものの横ばいとなっています。特に 20 歳から 40 歳の女性の喫煙は、妊娠時の母子への健康被害にもつながるため、成人期の喫煙につながらないよう、思春期から心身に及ぼす健康被害への正しい知識を普及啓発していく必要があります。

【具体的施策】 3-2-3

- 発達段階に応じて、性に関する健全な意識の涵養や、「妊娠・出産に関する正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育」の普及を図るため、性に関する教育の充実を図ります。また、学校において適切な性に関する教育が実施されるよう、効果的な指導方法等についての研修会を開催します。
(体育保健課)
- 薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や外部講師となる薬剤師等に対して研修会を開催します。また、児童生徒が主体的に学ぶことを目的とした「生徒参加型」の薬物乱用防止教室を推進し、実践事例を紹介していくことで、薬物乱用防止の普及啓発を図ります。
(体育保健課)
- 学校で実施されている薬物乱用防止教育の充実を支援するとともに、講師となる薬物乱用防止指導員(約 400 人)を対象とした研修会を開催し、講話や意見交換を行っています。また、各種啓発資材の充実

を図り活用することにより、地域における児童生徒への薬物根絶意識の醸成と乱用の未然防止に努めます。

(薬務行政室)

- 県立保健所と学校など地域の関係機関が連携し、思春期の子どもたちが直面する性やこころの健康などをテーマに、学校で健康教育を実施し、子どもたちが正しい知識を身につけ、自らの健康を管理できるよう普及啓発に努めます。

(こども家庭課)

- 県立保健所では、思春期の子どもや保護者からの心や身体の問題について、相談支援を行います。

(こども家庭課)

- 喫煙が及ぼす健康被害について、地域や学校・家庭等での普及啓発を推進します。

(国保・健康増進課)

- 大きな問題になりつつあるネット依存の危険性や防止策などについて、メディア安全講習会を通じて、家庭や学校などでの普及啓発に努めます。

(こども未来課)

4 食育の推進

【現状と課題】3-2-4

- 食育とは、生きるうえでの基本となる「食」についての知識や「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送ることができる人を育てることです。特に子どもにとって食育は、健全な心や身体、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものです。しかし、近年、ライフスタイル等の変化により、家族で食卓を囲む機会が減少し、家庭での食育機能は低下しています。さらに、肥満や生活習慣病の増加、食の安全に対する不信感の増大、多くの食品ロスの発生など、食をめぐる様々な問題があります。
- 食育は、こどもの健やかな心身の育成や、やがて次世代を育む親を育成する意味においても不可欠であり、また、毎日なにげなく食べている物が生産者等多くの人に支えられていることを実感するといった思いや意識が、食に関わる課題の解決にもつながっていきます。食育に対する理解と取組を推し進めるために、関係部署との連携、情報の共有、行政と食育関係団体との連携が重要です。

- 保育所、幼稚園、認定こども園*においては、平成30年4月より適用されている改訂「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に「食育の推進」が位置づけられ、各園の創意工夫のもとに食育計画を策定し食育推進が図られています。今後も、食物アレルギー対応など個別支援も含め、ますます保育所、幼稚園、認定こども園での食事の提供を含む食育の計画に基づいた食育推進が求められています。
- 学校における食育推進については、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題への適切な対応や、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めることが求められています。こどもたちの食生活の乱れや肥満・痩身傾向などを改善できるよう、学校と家庭の連携による食育を一層推進していく必要があります。
- 学校給食法の改正（平成20年6月11日成立）以降、学校給食における地場産物の活用が推進されており、本県では、毎年6月、11月に「地場産物使用推進週間」を設定し、郷土料理をメニューに取り入れたり、親子料理教室を開催するなど、各学校の特色を生かした取組を実施しています。
- 一人あたりの魚介類摂取量の減少に歯止めをかけるには、こどもたちに魚の良さ、おいしさを伝える活動が重要になっています。
- ひとり親家庭については、育児と仕事を一手に担うため、こどもの食育まで十分に行き届きにくく、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合があります。

【具体的施策】3-2-4

- 庁内各関係課を始め、市町や大学等に加えて、民間事業者など幅広い関係者とのネットワーク化を進め、推進体制を強化して全世代への食育を推進し、食育を県民運動として展開します。
(食品安全・消費生活課)
- 若い世代の食育への関心を高めるため、デジタル化に対応した食育情報の提供や共食等をテーマとした作品募集を行うなど、食育推進の環境整備を図ります。
(食品安全・消費生活課)
- 市町及び長崎県栄養士会等の関係団体と連携し、ボランティア（食生

活改善推進員)と協働しながら、親世代に食に関する正しい知識や情報を提供します。

(国保・健康増進課)

- 長崎県グリーン・ツーリズム*推進協議会における農林漁業体験を通して、食べ物への関心や生産者への感謝の気持ちを育みます。

(農山村振興課)

- 保育所、幼稚園、認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。

(こども未来課)

- 各学校が作成する学校教育目標や重点努力事項などと食育を関連づけて、食育に組織的に取り組むよう、児童生徒や地域の実態に応じた食育指導を計画的に推進します。また、栄養教諭等の専門的知識・技能の向上のために、各種研修や研究協議を実施します。

(義務教育課、体育保健課)

- 学校給食における「地場産物使用推進週間」の実施、「郷土料理と地場産物を使った学校給食」(地場産物を活用した料理集)の活用などによる啓発に加え、地場産物を活用し生きた教材となる学校給食の充実を図ります。

(体育保健課)

- 学校や公民館などでの魚調理講習会等を通じて魚食普及を推進します。

(水産加工流通課)

- 児童養護施設*等の運営指針の活用を通じ、こどもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。

(こども家庭課)

- ひとり親家庭の居場所となる、こどもの生活・学習支援事業等において、食事を提供する際には、食育の観点にも配慮を行うように、市町と連携して働きかけます。

(こども家庭課)

第3節 家庭・地域・学校等の連携によるこどもの育成

1 家庭教育への支援の充実

【現状と課題】 3-3-1

- こどもの生活習慣は、学習意欲や体力、豊かな情操や倫理観など心の発達に大きな影響を与えます。保護者が家庭教育*の重要性を理解し、こどもの教育に対する責任を果すことができるよう、関係機関等が連携して、幼児期からの望ましい生活習慣の定着を図っていく必要があります。
- 共働き世帯の増加や価値観の多様化が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えています。保護者の「学び」と「つながり」の場を提供するために、家庭教育支援の充実やPTA活動の活性化が求められています。また本県で策定した親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」を通じて、地域のこどもは地域で育てるという意識の醸成を図っていくことが求められます。

【具体的施策】 3-3-1

- こどもの声を聴くなど、新たな視点を取り入れながら、引き続きココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生き育てることができる社会の実現を目指します。
【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】（こども未来課）
- 子育て支援者を対象とした研修会の開催や保護者への幼児健診時の指導により、基本的生活習慣の確立の重要性を啓発します。
（こども未来課）
- 毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日*」を定めて、こどもや家庭を社会全体で支える大切さや、こどもの育ちにおける愛着形成と遊び・体験の重要性などについて、県民への周知啓発を行うとともに、共働き・共育ての推進等を図りながら、保護者とこどもが向き合う時間「こども時間*」の確保・拡大に努めます。
【3-3-1、7-3 掲載】（こども未来課）
- 子育ての不安や悩みを、参加者同士が話し合いながら楽しく学ぶ講座「ながさきファミリープログラム*」を県内に普及させ、家庭教育を支援する地域の環境づくりに努めます。
（生涯学習課）

- 県内各地で開催される PTA 研修会において、子育てや望ましい生活習慣の定着等の研究協議や講話等を行い、PTA 活動を通じた家庭教育の支援を図ります。

(生涯学習課)

2 地域の教育力・養育力の向上

(1) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】3-3-2(1)

- 少子化、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中、学校・家庭・地域の三者が相互に連携・協働する体制の維持が重要です。
- 子育て中の親が孤立することのないよう、相談支援や交流の場を提供していく必要があります。
- 地域社会における人づくり、絆づくり、地域づくりを進めていく上で、社会教育が果たす役割は、非常に大きく、社会教育主事をはじめとする社会教育の専門職員の育成・配置や社会教育の中核施設であり、地域の学習拠点としての機能を有する公民館の活性化を図る必要があります。
- 子育てを支援する企業・店舗を子育て協賛企業として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、社会全体で子育て家庭の支援を行う機運の醸成を図っています。

【具体的施策】3-3-2(1)

- こどもの声を聴くなど、新たな視点を取り入れながら、引き続きココロねっこ運動を推進し、県民総ぐるみで、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生き育てることのできる社会の実現を目指します。

【3-3-1、3-3-2(1)、4-1-2、7-2 掲載】(こども未来課)

- 子育て家庭の交流、育児に関する相談支援などを行う「地域子育て支援拠点[※]」において、支援制度の情報提供を行う「利用者支援事業」、会員間のこどもの預かり合いなど相互支援のマッチングを行う「ファミリー・サポート・センター事業」など、地域における子育て支援の

充実を図ります。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- 幼稚園、保育所、認定こども園^{*}の専門性を活用し、民生委員児童委員や地域の関係機関と連携・協力して、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに係る相談・助言などの子育て支援の取組を推進します。
(こども未来課)

- 自治会、こども会、地域婦人会、NPOなどの団体によるこどもを見守る活動や子育て支援の取組を促進します。
(こども未来課、生涯学習課)

- スマートフォン対応など子育て世代の実情やニーズに対応しながら、ポータルサイトやSNS^{*}などを活用し、子育てに関する社会資源、ネットワーク、市町の支援策などに関する情報提供及び子育て家庭への相談支援を行います。

【3-1-1、3-3-2(1)掲載】(こども未来課)

- 県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報の収集・提供、相談への助言・支援を行うとともに、ネットワークづくりのきっかけとなるNPOなどの相互交流・連携の支援を行います。

(県民生活環境課)

- 地域学校協働活動の充実・強化を図っていくために、市町教育委員会担当者や地域学校協働活動関係者等に対して研修会を実施するとともに、核となる学校・地域コーディネーター等を養成し、学校・家庭・地域の三者が円滑に連携できるような体制づくりを促進します。また、市町教育委員会及び学校への訪問を行い、地域学校協働活動の活性化について、助言をしたり、県内の好事例を発信したりする等、地域学校協働活動の推進に努めていきます。

(生涯学習課)

- すべての公立小・中・高・特別支援学校において保護者や地域住民が学校を訪れ、授業参観やこどもたちとの交流、教師との語り合い等に取り組む「長崎っ子の心を見つめる教育週間^{*}」を継続実施し、命を大切に作る心や思いやりの心とあこがれや将来への志を持ち、規範意識の高い「心豊かな長崎っ子」の育成をさらに推進します。

【3-3-2(1)、5-1-1 掲載】(児童生徒支援課)

- 地域住民の活動拠点である公民館の活性化を図るため、講座の充実を

図るとともに学びの成果が地域に活かされるよう、各市町教育委員会や各公民館を支援していきます。また、社会教育関係者の資質向上を図るため、各種研修会や県社会教育研究大会・県公民館大会等を充実させながら参加者の満足度を高めるとともに、社会教育主事・社会教育士の資格取得を促進し、ネットワークの構築を図っていきます。
(生涯学習課)

(2) 地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の充実

【現状と課題】 3-3-2(2)

- 地域の教育力（養育力）を向上させるため、地域の資源を活用した多様な体験活動の機会の提供、世代間交流の推進、地域のスポーツ環境づくり等を行っていますが、引き続き充実した取組が求められています。

【具体的施策】 3-3-2(2)

- 身近な環境保全活動を「環境マナー」としてとらえる意識を醸成するため、ESD*（持続可能な開発のための教育）やSDGs*（持続可能な開発目標）などの考え方を踏まえながら、学校、家庭・地域、事業者等と連携し、環境保全活動の取組例などの情報発信を行うとともに、環境アドバイザー等を活用した自然と直接触れ合う体験的な学習等を取り入れた環境教育を推進します。また、学校教育においては、児童生徒に対して環境保全や自然保護についての意識の高揚と実践力の育成に努めます。
(県民生活環境課、義務教育課、高校教育課)
- 「地域のこどもを地域で育てる」気運を地域と高校が一体となって醸成し、社会に開かれた魅力ある学校づくりと、高校を核とした地域創生を図るとともに、生徒の主体性や創造性、実践力を高め地域をフィールドとした教育活動を実践します。
(高校教育課)
- 豊かな自然や文化を有する「しま」の環境の中で、韓国語・中国語・英語や歴史学、スポーツといった専門的な学びや、不登校*などを経験した生徒の「生きる力」を育む離島留学制度の充実を図り、島外からも生徒を受け入れ、目的意識や意欲を持った生徒の特性を伸ばします。
(高校教育課)
- 地域の特徴的な自然や希少野生生物等を活用した環境学習等の実施

及び生物多様性保全に関するさまざまな情報の提供により、自然環境保全の意識の高揚に努めます。

(自然環境課)

- 本県の豊かな自然環境とふれあう場を提供することにより、エコツーリズムを推進します。

(自然環境課)

- 漁業者等がブルーツーリズム*推進に向けて取り組む体験メニューや施設整備等を支援するとともに、豊かな自然や漁村ならではの地域資源を活用する「海業」の取組を促進し、漁村地域における体験活動等の機会の充実・拡大を図ります。

(漁政課)

- 漁業関係者や県市町による漁業・養殖業や魚料理などの水産教室を通じて、水産業に関する体験教育を推進します。

(水産経営課)

- 農山漁村地域における農泊*の受入体制を強化するため、農林漁業体験指導を行うインストラクターの育成や農林漁業体験プログラム作成など実践組織の取組を支援します。

(農山村振興課)

- いつでも、どこでも、だれでも、気軽に楽しくスポーツに親しめる環境づくりにより、スポーツを通じた県民の元気とまちの活力を創出するため、誰でも参加できる「ながさき県民総スポーツ祭」の開催や地域に根付いた「総合型地域スポーツクラブ*」の認知度向上と育成・支援等に取り組む、地域スポーツの活性化に努めます。

(スポーツ振興課)

- スポーツにより、こどもたちに夢や感動を与え、また、郷土愛を育むために、スポーツ合宿の誘致によるスポーツ交流の実施や国際大会等の誘致を行うとともに、プロスポーツクラブと連携して、こどもたちがスポーツに触れる機会の充実に努めます。

(スポーツ振興課)

- 長崎県美術館および長崎歴史文化博物館を利用するためのスクールプログラムを引き続き実施し、こどもたちが楽しく学べる場を提供します。また、離島を含む遠隔地への対応として、オンラインを活用した遠隔授業を学校と連携して行います。

(文化振興・世界遺産課)

- 県内各地で展開する様々な公演・展覧会等において、親子で一緒に楽しめるようなプログラムの充実を図ります。

(文化振興・世界遺産課)

- 新幹線を今後、長く利用することもたちに対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事問題等の理解促進を図ります。

(新幹線対策課)

(3) 社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】 3-3-2(3)

- こどもをはじめ県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、研修会や講座、イベントなど、あらゆる機会や場を通し、国、市町、関係団体等と連携して社会教育における人権教育・啓発を進めていますが、依然として、女性、こども、高齢者、障害のある人への暴力や差別、被差別部落や外国人、性的少数者などに対する偏見や差別等の人権問題が生じています。
- このため、学校における人権教育だけでなく、幼児から高齢者までを対象とした社会教育の場においても、身近な生活や社会における人権問題など、人権全般についての正しい理解、人権感覚の涵養を図っていくために、人権教育・啓発の内容のさらなる充実と強化を進めていく必要があります。

【具体的施策】 3-3-2(3)

- 社会教育関係者をはじめ、教職員、保護者、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司等を対象に、各種研修会や人権教育研究大会等を実施するとともに、内容の充実に努めます。

(人権・同和対策課)

- 地域や学校等で活動できる人権・同和教育指導者の育成や、地域における人権に関する事業等への指導者の参画を促進します。

(人権・同和対策課)

- 広く県民に対し、講演会やイベント等を通して、効果的な啓発を行うとともに、人権教育啓発センターにおいて、図書やビデオ、啓発資料、人権・研修相談対応などの充実に努めます。

(人権・同和対策課)